

## 交通バリアフリーニュース

### 公共交通事故被害者等支援フォーラムを開催

～愛媛県松山市～

【開催日時】 令和2年12月4日（金） 14:00～16:00

【開催場所】 愛媛運輸支局 2F 会議室（愛媛県松山市森松町1070）

【出席者】 出席者総数：31名  
（愛媛県内事業者：21名、報道機関：1名、その他関係者：9名）

#### 【概要】

公共交通事故被害者等支援フォーラム

(1) 「被害者の立場から望むこと」 明石歩道橋事故犠牲者の会会長 下村 誠治 氏

(2) 「公共交通事故被害者等支援の現状」 国土交通省四国運輸局  
消費者行政・情報課長

(3) 「寄り添うナスバ ～ナスバの被害者援護業務について～」  
（独法）自動車事故対策機構 高松主管支所 長嶋 浩吉 氏



会場全景



下村 誠治氏 講演

## バリアフリー法に基づく 基本方針における次期目標の最終とりまとめ

（令和 3 年度～令和 7 年度）

国土交通省では、今年度末が期限となっているバリアフリー法に基づく現行の基本方針における整備目標の見直しに向けて検討するため、学識経験者、障害者団体及び事業者団体等で構成される「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において昨年 11 月以降 4 回にわたり、検討を重ねてまいりました。

上記検討会の議論を踏まえ、次期目標に関する考え方を整理した「バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について（最終とりまとめ）」がとりまとめられました。

### 次期目標の設定に向けた見直しの視点

- ・ 現行目標においては、施設等の種別ごとにバリアフリー化の目標を設定し、国、地方公共団体、施設管理者等が連携してバリアフリー化に取り組み、一定程度の進捗がみられるが、引き続きバリアフリー化を進める必要がある。
- ・ 次期目標については、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進していく観点から、以下の点に留意。
  - ▶ 各施設等について地方部を含めたバリアフリー化の一層の推進  
（平均利用者数が 2,000 人以上 3,000 人未満/日であって基本構想に位置づけられた旅客施設等に関する目標を追加）
  - ▶ 聴覚障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリーの進捗状況の見える化  
（旅客施設のバリアフリー指標として、案内設備（文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等）を明確に位置付け）
  - ▶ マスタープラン・基本構想の作成による面的なバリアフリーまちづくりの一層の推進
  - ▶ 移動等円滑化に関する国民の理解と協力、いわゆる「心のバリアフリー」の推進

### 目標期間

- ・ 現行目標期間：平成 23 年度（2011 年度）から令和 2 年度（2020 年度）までの 10 年間
- ・ 次期目標期間：社会資本整備重点計画等の計画期間、バリアフリー法に基づく基本構想等の評価期間、新型コロナウイルス感染症による影響への対応等を踏まえ、時代の変化により早く対応するため、おおむね 5 年間



ことでんバス（株）リフト付き高松空港リムジンバス

※次ページに概要を掲載しています。

## バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について（最終とりまとめ）（概要）

（赤字下線：現行目標からの追加・変更）

|      |                                |                  | 2019年度末<br>（現状(速報値)） | 2025年度末までの目標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------|--------------------------------|------------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 鉄軌道  | 鉄軌道駅<br>（※1）                   | 段差の解消            | 92%                  | ○バリアフリー指標として、 <u>案内設備（文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等）の設置を追加</u><br>○3,000人以上/日の施設及び <u>基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の施設</u> を原則100%<br>○この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う<br>○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化<br><u>※高齢者、障害者等に迂回による過度の負担が生じないよう、大規模な鉄軌道駅については、当該駅及び周辺施設の状況や当該駅の利用状況等を踏まえ、可能な限りバリアフリールートの複数化を進める</u><br><u>※駅施設・車両の構造等に応じて、十分に列車の走行の安全確保が図れることを確認しつつ、可能な限りプラットフォームと車両乗降口の段差・隙間の縮小を進める</u> |
|      |                                | 視覚障害者誘導用ブロック     | 95%                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|      |                                | <u>案内設備（※2）</u>  | <u>74%</u>           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|      |                                | 障害者用トイレ（※3）      | 89%                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|      | ホームドア・可動式ホーム柵                  |                  | 858駅                 | ○駅やホームの構造・利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案し、優先度が高いホームでの整備を加速化することを目指し、 <u>全体で3,000番線</u><br><u>○うち、10万人/日以上</u> の駅は800番線                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|      | 鉄軌道車両（※4）                      |                  | 75%                  | ○ <u>約70%</u><br><u>※令和2年4月に施行された新たなバリアフリー基準（鉄軌道車両に設ける車椅子スペースを1列車につき2箇所以上とすること等を義務付け）への適合状況（50%程度と想定）を踏まえて設定</u><br><u>※新幹線車両について、車椅子用フリースペースの整備を可能な限り速やかに進める</u>                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| バス   | バスターミナル（※1）                    | 段差の解消            | 95%                  | バリアフリー指標として、 <u>案内設備（文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等）の設置を追加</u><br>○3,000人以上/日の施設及び <u>基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の施設</u> を原則100%<br>○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化                                                                                                                                                                                                                                              |
|      |                                | 視覚障害者誘導用ブロック     | 98%                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|      |                                | <u>案内設備（※2）</u>  | <u>76%</u>           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|      |                                | 障害者用トイレ（※3）      | 84%                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|      | 乗合バス車両（※4）                     | ノンステップバス         | 61%                  | <u>約80%</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|      |                                | リフト付きバス等（適用除外車両） | 5%                   | ○約25%をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化<br><u>○1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設（指定空港）へのバス路線を運行する乗合バス車両における適用除外の認定基準を見直すとともに、指定空港へアクセスするバス路線の運行系統の総数の約50%について、バリアフリー化した車両を含む運行とする</u>                                                                                                                                                                                                           |
|      | 貸切バス車両（※4）                     |                  | 1,081台               | 約2,100台のノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスを導入する等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| タクシー | 福祉タクシー車両（※4）                   |                  | 37,064台              | ○ <u>約90,000台</u><br><u>○各都道府県における総車両数の約25%について、ユニバーサルデザインタクシーとする</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 船舶   | 旅客船ターミナル（※1）                   | 段差の解消            | 100%                 | ○バリアフリー指標として、 <u>案内設備（文字等及び音声による運航情報提供設備、案内用図記号による標識等）の設置を追加</u><br>○ <u>2,000人以上/日の施設</u> を原則100%<br>○離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化<br>○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化                                                                                                                                                                                                                           |
|      |                                | 視覚障害者誘導用ブロック     | 100%                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|      |                                | <u>案内設備（※2）</u>  | <u>54%</u>           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|      |                                | 障害者用トイレ（※3）      | 100%                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|      | 旅客船（旅客不定期航路事業の用に供する船舶を含む。）（※4） |                  | 48%                  | ○ <u>約60%</u><br>○ <u>2,000人以上/日</u> のターミナルに就航する船舶は、 <u>構造等の制約条件を踏まえて可能な限りバリアフリー化</u><br>○その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

※1 1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。

※2 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。

※3 便所を設置している旅客施設が対象。

※4 車両等におけるバリアフリー化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備（車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備。福祉タクシーにあっては、音等による情報提供設備及び文字による意思疎通を図るための設備）の設置等が含まれる旨を明記。

※5 高齢者、障害者等については、乳幼児連れも含む。



バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について（最終とりまとめ）（概要）

（赤字下線：現行目標からの追加・変更）

|            |                              |              | 2019年度末<br>(現状(速報値)) | 2025年度末までの目標                                                                                                                                                                         |
|------------|------------------------------|--------------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 航空         | 航空旅客ターミナル<br>(※1)            | 段差の解消        | 87%                  | ○バリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運航情報提供設備、案内用図記号による標識等)の設置を追加<br>○2,000人以上/日の施設を原則100%<br>○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化                                                 |
|            |                              | 視覚障害者誘導用ブロック | 95%                  |                                                                                                                                                                                      |
|            |                              | 案内設備(※2)     | 95%                  |                                                                                                                                                                                      |
|            |                              | 障害者用トイレ(※3)  | 97%                  |                                                                                                                                                                                      |
|            | 航空機(※4)                      |              | 99%                  | 原則100%                                                                                                                                                                               |
| 道路         | 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路     |              | 63%(※5,※6)           | 約70%                                                                                                                                                                                 |
| 都市公園       | 園路及び広場                       |              | 57%(※6)              | ○規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を約70%<br>○その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化                                                                                                                   |
|            | 駐車場                          |              | 48%(※6)              | ○規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を約60%<br>○その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化                                                                                                                   |
|            | 便所                           |              | 36%(※6)              | ○規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を約70%<br>○その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化                                                                                                                   |
| 路外駐車場      | 特定路外駐車場                      |              | 65%(※6)              | 約75%                                                                                                                                                                                 |
| 建築物        | 2,000㎡以上の特別特定建築物(※7)のストック    |              | 61%                  | ○床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物を約67%<br>○床面積の合計が2,000㎡未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例整備の働きかけ、ガイドラインの作成及び周知により、バリアフリー化を促進<br>※公立小学校等については、文部科学省において目標を定め、障害者対応型便所やスロープ、エレベーターの設置等のバリアフリー化を実施する |
| 信号機等       | 主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等 |              | 99%                  | 主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等は原則100%                                                                                                                                                  |
|            |                              | 音響機能付加信号機    | —                    | 主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されている信号機については原則100%                                                                                                                          |
|            |                              | エスコートゾーン     | —                    | 主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されている道路標示については原則100%                                                                                                                         |
| 基本構想等      | 移動等円滑化促進方針の作成                |              | 8自治体(※8)             | 約350自治体(全市町村(約1,740)の約2割)                                                                                                                                                            |
|            | 移動等円滑化基本構想の作成                |              | 304自治体(※9)           | 約450自治体(2,000人以上/日の鉄軌道駅及びバスターミナルが存在する市町村(約730)の約6割に相当)                                                                                                                               |
| 「心のバリアフリー」 |                              |              | —                    | ○移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境を整備する<br>○「心のバリアフリー」の用語の認知度を約50%(現状:約24%(※10))<br>○高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができている人の割合を原則100%(現状:約80%(※11))                                         |

※1 1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。

※2 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。

※3 便所を設置している旅客施設が対象。

※4 車両等におけるバリアフリー化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備（車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備。福祉タクシーにあっては、盲等による情報提供設備及び文字による意思疎通を図るための設備）の設置等が含まれる旨を明記。

※5 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路約4,450kmが対象。

※6 2019年度末の数値は集計中であるため2018年度末の数値。

※7 公立小学校等（小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のものは除く。

※8 2020年6月末の数値。

※9 2020年3月末の数値。

※10 2020年6月に国土交通省が実施した「心のバリアフリーに関するアンケート調査」による。

※11 2020年6月に国土交通省が実施した「心のバリアフリーに関するアンケート調査」による。

※12 高齢者、障害者等については、乳幼児連れも含む。

## バリアフリー教室を開催しました

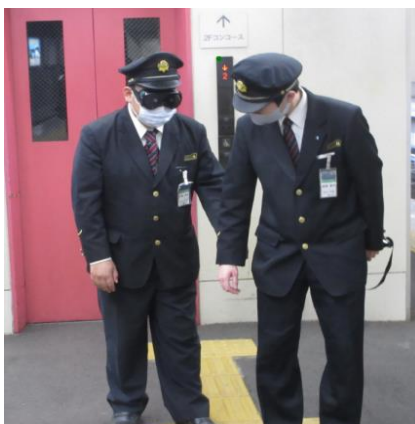
～事業者の取り組み紹介～

### 高松琴平電気鉄道株式会社

令和 2 年 1 月 18 日（水）、高松琴平電気鉄道株式会社では、さらなる接客・接遇サービスの向上を図るため、「バリアフリー教室」を開催し、乗務員 10 名が参加しました。

まずはじめに、四国運輸局より障害者差別解消法の概要を説明するとともに、実際の対応事例を紹介しました。次に視覚障がい当事者の方に電車を利用する際の体験談や当事者として望むことなどをお話ししていただきました。最後に香川県視覚障害者福祉センターの講師を招き、琴電瓦町駅を利用して、視覚障がい者疑似体験及び介助体験を行いました。疑似体験では、見えにくくなるゴーグルを着用して駅構内を歩き、料金表や時刻表、点字ブロックがどのように見えるか、また、構内を歩くことによりどこが危険であるかを体験しました。介助体験では、車両に乗降する際の声掛けから誘導の方法を体験しました。

参加した乗務員からは、「障がいをお持ちの方より、具体的な話を伺え、非常に参考になりました。」「専門的な教習を受講でき非常に有意義だった。」「今後、積極的に声かけをしていこうと思った。」といった感想がありました。



### ことでんバス株式会社

令和 2 年 1 月 11 日（金）、ことでんバス株式会社では、さらなる接客・接遇サービスの向上を図るため、「バリアフリー教室」を開催し、乗務員 20 名が参加しました。

はじめに、四国運輸局より障害者差別解消法の概要の説明とともに、実際の対応事例を紹介しました。次に視覚障がい当事者の方から、自身が受けた体験の中で良かった対応、改善して欲しい対応についてお話しいただきました。最後に香川県視覚障害者福祉センターと香川県立盲学校から講師を招き、バスを使用した視覚障がい者疑似体験及び乗降介助体験を行いました。疑似体験では、見えにくくなるゴーグルを着用してバス停やバスの行き先がどのように見えるかを確認し、単独で乗降をしました。介助体験では、車両に乗降する際の声掛けや誘導を行いました。

参加した乗務員からは、「どこ行きのバスか等、情報提供の重要性を再認識した。」「お客様が安心して利用できる環境を作っていくことが重要である。」「今後は、バス以外でも手助けを必要としている人が居たら、今まで以上に声掛けを行っていき出来る限りのサポートをしていきたいと思っています。」といった感想がありました。





## 四国運輸局バリアフリー研修を実施しました

～香川県高松市～

令和 2 年 11 月 11 日（水）、ＪＲ高松駅構内において、主に令和 2 年度新規採用職員（高松市在住）を対象とした「四国運輸局バリアフリー研修」を、香川県視覚障害者福祉センター及びＪＲ四国のご協力のもと実施しました。

当日は、職員 12 名が参加し、高松駅構内でホームや列車を使って、視覚障がい者疑似体験や介助方法等を学びました。

まず参加者は、疑似体験ゴーグル（視野狭窄・白内障状態）を着用して駅コンコースから駅前広場へ出たり、駅構内を歩いて券売機や改札口、列車案内の電光掲示を確認しました。

その後、障がい者役とサポート役でペアになり、ホームを歩いてから、停車中の車両への乗降体験を行うとともに、その時に必要な声かけやサポート方法を学びました。

体験して初めてわかる見えにくさ、そこからくる不安。足元もおぼつかず、腰も引けてしまいます。

そのような時の声かけが、いかに安心につながるか、「体験」ではありませんが、参加者は身をもって実感できたようです。「僕ら世代でも、ここまでの体験をしている人は少ないと思うので、次年度からも恒例の研修になればと思います！」など、参加者から感想を頂きました。

本年にはバリアフリー法が改正され、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等が強化されたところです。また、高齢者、障がい者等が安心して日常生活や社会生活を送るためには、施設や車両の整備（ハード面）だけでなく、高齢者、障がい者等に対し私たちが自然に快くサポートできる環境づくりも重要になってきます。

そういった点でも、本研修は職員が障がい者の不自由さを理解し、どのようにサポートすればよいのかを考えるいい機会になりました。また、実際にバリアフリー関連の業務を担当する職員も参加しており、体験して得た多くの「気づき」により、更なるバリアフリー化推進の重要性・必要性を再認識するよい機会となりました。



## ◇バリアフリー教室（小学校向け）の申し込み方法◇

バリアフリー教室開催をご希望の方は、お電話  
又はメールにて、消費者行政・情報課までご連絡  
ください。

TEL：087-802-6727

MAIL：skt-syougyouka3012@mlit.go.jp

担当：山本、谷本

ご連絡の際は、以下の内容をお伝え願います。

- ①学校名
- ②窓口となる先生の氏名
- ③連絡先電話番号
- ④対象学年
- ⑤クラス数、人数
- ⑥開催希望日（第1～3希望）
- ⑦開催時間帯（午前か午後か）

みなさんからのご意見・ご投稿をお待ちしています。バリア  
フリーに関するものならなんでも結構です。四国運輸局消費  
者行政・情報課まで、FAXまたはメールでお寄せくださ  
い。



〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号

高松サンポート合同庁舎南館（4F）

電話 087（802）6727

FAX 087（802）6723

Email：skt-syougyouka3012@mlit.go.jp



国土交通省

四国運輸局ホームページも是非ご覧ください

<http://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/>

このニュースは、交通バリアフリー関係の話題を中心に、四国4県自治体のバリアフリー関係担当  
部署、交通事業者及び地域のNPOの方にお送りしています。このニュースの配信につきまして、  
配信先の追加、変更や停止をご希望される方は、お手数ですが本メールの返信機能でご連絡くださ  
い。